

宇治田原町農業委員会委員募集要項

宇治田原町農業委員会の委員を任命するため、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方を以下のとおり募集します。

1 募集人員

14名

2 任用期間

令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

3 身分

宇治田原町の特別職の非常勤職員

4 業務の内容

- (1) 農地の転用、権利移動等の農地法に基づく業務
- (2) 担い手への農地の集積・集約化（「地域計画」の目標地図素案の作成を含む。）に関する業務
- (3) 耕作放棄地の発生防止、解消の推進に関する業務及び新規参入の促進等に関する業務
- (4) その他農業の健全な発展に寄与する業務

5 報酬

宇治田原町の条例で定める額

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当しない者。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 推薦又は応募の日において20歳未満の者

7 推薦する者の資格

- (1) 推薦する者が個人の場合、次のいずれにも該当する者。
 - ① 推薦の日において町内に居住していること。
 - ② 推薦の日において20歳以上であること。
- (2) 推薦する者が法人又は団体の場合、次のいずれかに該当すること。
 - ① 推薦の日において町内に本店又は支店を有する法人であること。ただ

し、個人の場合の条件を満たす者3人以上が構成員となっている法人はこの限りではない。

- ② 個人の場合の条件を満たす者3人以上で構成された町内に所在する団体であること。ただし、団体の住所、代表者、構成員、設立目的及び決算方法の定めがある団体に限る。

8 推薦及び応募に係る手続き等

(1)の様式に必要事項を記入のうえ、(2)の期間内に(3)の必要書類を添えて、郵送又は持参により宇治田原町役場産業観光課へご提出ください。

なお、(1)の様式は産業観光課窓口に備え付けるほか、宇治田原町ホームページからもダウンロード可。

(1) 推薦及び募集の様式

区分	様式
個人による推薦	別記第1号様式：推薦書・個人用
法人又は団体による推薦	別記第2号様式：推薦書・法人等用
応募	別記第3号様式：応募書

※様式は「宇治田原町農業委員の推薦の求め及び募集並びに候補者の選考に関する要綱」に定めのある様式を使用します。

(2) 推薦及び募集の受付期間

令和5年3月1日(水)から3月24日(金)まで

※最終日の午後5時15分必着

(3) 必要書類

推薦する者が法人又は団体(以下、「法人等」という。)の場合、当該法人等の定款及び規約等の写し。

9 候補者の選考

農業委員の任命のために町議会の同意を求める対象者は、町役場に設置する「農業委員候補者選考会議」において、提出書類等をもとに選考します。

なお、選考の過程において面接等を実施する場合があります。

また、選考の結果は、産業観光課窓口及び宇治田原町ホームページで公表し、推薦した者、推薦を受けた者及び応募した者へ個別の通知は行いません。

10 推薦及び応募の状況の公表

受付期間の中間及び期間終了後に、産業観光課窓口及び宇治田原町ホームページで提出のあった推薦及び応募に係る書類を基に次の内容を公表します。

- (1) 推薦した者(個人)については、氏名、住所、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦した者(法人等)については、名称、目的、代表者等の氏名、構成員の数及び構成員の資格
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴、

農業経営の状況、認定農業者等の該当の有無

- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦した者が推薦を受けた者を宇治田原町農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別又は応募した者が宇治田原町農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (7) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

1 1 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒610-0289

宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1

宇治田原町産業観光課

電話番号：0774-88-6638